

○東京藝術大学キュレーション教育研究センターにおける公開授業（社会共創科目）に関する内規

〔令和5年6月8日〕
制 定

（趣旨）

第1条 この規則は、キュレーション教育研究センター（以下「センター」という。）が開講する公開授業（社会共創科目）（以下「公開授業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 公開授業は、地域住民や社会人等の本学の学生以外の者を対象として、センターの教育研究資源を活かした学習の機会を積極的に提供するとともに、多様な受講者の参画による授業の活性化及び芸術と社会との繋がりに係る教育環境の充実を図ることを目的とする。

（実施形態）

第3条 公開授業は、センターが教育上の目的を達成するため、体系的に編成した教育課程を構成する授業科目を公開して実施する。

（公開授業対象科目等）

第4条 センターが開講する授業科目のうち、公開授業の受講生（以下「受講生」という。）の参画による効果が見込まれるもののみを公開の対象とし、本学学生に対する教育上の目的を達成する必要性から、公開することがふさわしくないとみなされるものは、公開の対象としない。

2 受講生には、単位の認定は行わない。

（実施計画）

第5条 公開授業を実施する場合は、センター長は実施計画書を作成し、キュレーション教育研究センター会議（以下「センター会議」という。）で承認を得るものとする。

（受講資格）

第6条 公開授業を開設する場合は、当該公開授業の内容や実施方法に応じて、必要とする資格等を定めることができる。

（受講手続及び検定料）

第7条 公開授業の受講を希望する者は、所定の期日までに、各公開授業が定める書類等を、センターに提出しなければならない。

2 公開授業の受講手続に係る検定料は、徴収しない。

3 センター長は、所定の受講手続を行った者で、受講生としてふさわしいと認めるものに対し、受講の許可を行うものとする。

4 センター長は、地方公共団体、民間企業等からの委託を受けて、当該機関の職員または社員等に対して、受講の許可を行うことができる。

5 センター長は、本学の役職員からの推薦を受けた者に対して、受講の許可を行うことができる。

（受講料）

第8条 公開授業の受講料は、別に定めるところによる。

2 前条第4項及び第5項による受講者について、センター長は、受講料を免除又は減額することができる。

(既納の受講料の返還)

第9条 既納の受講料は、返還しない。

(実技、実験、教材等の費用)

第10条 実技、実験、教材等に要する費用は、必要に応じて受講生の負担とする。

(修了の認定および修了証書の交付)

第11条 センター長は、単位の付与に相当する評価を得た者には、センター会議の審議を経て、修了を認定し、修了証書を交付するものとする。

(受講生の義務)

第12条 受講生は、本制度の主旨を踏まえ、本学が行う教育及び研究に支障を来たさな
いよう努めるとともに、本学関係者の指示に従わなければならない。

(受講の停止)

第13条 受講生が、前条の義務に違反し、受講生としてふさわしくない言動等があった
場合、センター長は、当該受講生の受講を停止することができる。

2 前項による受講停止の場合であっても、既納の受講料は返還しない。

(事務)

第14条 公開授業の事務は、千住校地事務センターで行う。

(雑則)

第15条 この内規に定めるもののほか、公開授業に関し必要な事項は、セン
ター長が別に定める。

附 則

この内規は、令和5年6月8日から施行する。